

簡易公募型総合評価落札方式（標準型・設計共同体発注）

入札説明書

与那国町告示第25号（令和7年6月2日）の「令和7年度 与那国町複合庁舎建設実施設計業務」に係る入札等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務名 令和7年度 与那国町複合庁舎建設実施設計業務

(2) 建設場所 沖縄県八重山郡与那国町字与那国854番地1

(3) 業務概要 与那国町複合庁舎建設工事に係る実施設計
(建物の概要)

施設名称 与那国町複合庁舎及び特定臨時避難施設

主な用途 複合庁舎（役場、教育委員会、保健指導所及び特定臨時避難施設）

延べ面積 約4,700 m²（複合庁舎：2,360 m²、特定臨時避難施設：2,350 m²）

敷地面積 約4,800 m²

※業務実施に当たっては、令和6年度 与那国町複合庁舎建設基本設計業務の成果を踏まえて行うこと。地階：特定臨時避難施設、地上：複合庁舎、別途、平面図及び断面図等を参照。

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(5) 技術提案を求めるテーマ

本業務において技術提案を求めるテーマは、以下に示す事項とする。

テーマ1 与那国町内では生コンクリートの単価がアップしている状況。庁舎建設工事コストの更なる縮減に向けての着目点について

テーマ2 地下に特定臨時避難施設が建設されることから施設維持管理費を抑えることが必須。ライフサイクルコストの縮減及び平準化に関する着目点について

2 参加表明書の作成における留意事項

(1) 参加表明書の様式は、表紙を別記様式1とし、別記様式2から5に示すとおりとする。

(2) 管理技術者・主任担当技術者の経歴等（別記様式2、別記様式3）

管理技術者（別記様式2）及び記載を求める主任担当技術者（別記様式3）（主任担当技術者ごとに作成すること。）の経験及び能力について、以下の項目を記載する。

① 氏名

技術者の氏名を記載する。

② 生年月日

技術者の生年月日を記載する。

③ 所属、役職

技術者の所属する部署及び役職を記載する。

④ 保有資格等

技術者の保有する資格のうち、3(1)に掲げる資格評価表に記載された該当分野の資格を記入する。また、記載した資格を証する書類を添付すること。

⑤ 平成26年4月1日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績

a 同種業務の内容は、次による。

建築物用途 令和6年国土交通省告示第8号別添二第4号に掲げる施設

主たる構造 鉄筋コンクリート造

延べ面積 4,700 m²以上

- 設計内容 基本設計又は実施設計（ただし、改修工事設計は含まない）
 発注者 国、他の地方公共団体（※1）、その他の公共団体（※2）又は独立行政法人等（※3）（以下、「公共団体等」という。）
- ※1 他の地方公共団体は、地方自治法に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体をいう。
- ※2 その他の公共団体は、公共組合（健康保険組合、土地区画整理組合、土地改良区、農業共済組合）、営造物法人（公庫、公団、事業団）、地方三公社（土地開発公社、住宅供給公社、道路公団）をいう。
- ※3 独立行政法人等は、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、地方共同法人をいう。
- b 類似業務の内容は、次による。
 建築物用途 令和6年国土交通省告示第8号別添二第4号に掲げる施設
 主たる構造 鉄筋コンクリート造
 延べ面積 2,300㎡以上
 設計内容 基本設計又は実施設計（ただし、改修工事設計は含まない）
 発注者 公共団体等
- c 該当する業務実績について、以下の1)～5)の項目を記載する。
- (a) 業務名（PUBDIS 登録番号）
 記載する業務が PUBDIS（※）に登録されている場合は、PUBDIS 登録番号を記載する。なお、当該業務を登録した時点と現在の設計事務所等が異なる場合は、登録時に所属していた設計事務所等の PUBDIS の「会社コード」もあわせて記載すること。
 ※PUBDIS とは、（社）公共建築協会の「公共建築設計者情報システム」のことをいう。
- (b) 発注者
 発注機関名を記載する。再委託を受けた業務の場合は契約相手方を記載し、（ ）内に事業主を記載する。
- (c) 受注形態
 単独、設計共同体又は協力事務所のうち該当するものに○をつける。あわせて、設計共同体の場合は他の構成員を、協力事務所の場合は再委託を受けた契約相手方を（ ）内に記載すること。
- (d) 業務概要
 同種又は類似のうち該当するものに○をつける。また、対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。あわせて担当業務分野及び携わった立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらと同等と認められる立場）を記載する。
- (e) 履行期間
 履行期間を記載する。（平成25年4月から令和6年6月まで）
- (f) 記載する件数は1件とし、同種業務の実績を優先するものとする。記載した業務については契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が、PUBDIS の業務カルテ情報に登録されている場合は、技術提案書に PUBDIS の業務カルテ情報に登録された業務名及び当該業務実績を登録した時点で所属していた設計事務所等の PUBDIS の「会社コード」を記載すれば、契約書の写しを提出する必要はない。
- ⑥ 令和2年4月1日から公告日までに契約履行が完了した公共団体等発注の営繕事業に係る業務実績
- a 業務実績は、以下の項目について該当する業務実績を記載する。なお、複数の実績がある場合は最新の実績1件を記載すること。
- (a) 公共団体等発注の営繕事業に係る設計業務
 (b) 管理技術者又は主任担当技術者として携わった業務
- b 該当する業務実績について、以下の項目を記載する。なお、記載した業務については契約書等の写しを提出することとし、提出されない場合は実績と認めない。ただし、当該業務が PUBDIS に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。
- (a) 業務名、発注者、受注形態、履行期間

上記⑤cに同じ。

(b) 担当業務分野及び立場

携わった業務の担当分野（総合、構造、電気又は機械）及び立場（管理技術者又は主任担当技術者）を記載する。

(c) 業務評定点

設計業務成績評価点を記載する。記載された業務実績については、業務評定点（総合点）を確認できる書類（委託業務等成績評定通知等の写し）を添付すること。

⑦ 手持ち業務の状況

a 公告日現在における手持ちの設計業務（本業務を含まず落札又は特定後、未契約の業務を含み、契約金額が100万以上の公共団体等発注の業務に限る。）について、以下の(a)～(b)の項目を記載する。

(a) 業務名、発注者、受注形態、履行期間

上記⑤cに同じ。

(b) 業務概要

手持ち業務の施設用途、規模・構造及び契約金額を記載する。併せて携わっている担当業務分野及び立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者等）を記載する。なお、設計共同体における手持ち業務の場合の契約金額は、出資割合に応じた契約金額を記載すること。

⑧ CPD取得単位の状況

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間を対象として、(財)建築技術教育普及センターを事務局とする建築CPD運営会議の発行する証明書（様式3-4）における取得単位を記載する。なお、当該証明書を添付すること。

⑨ 優良業務表彰の実績

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間に完了した業務を対象とし、公共団体等の優良業務表彰の実績について、以下の(a)の項目を記載する。

(a) 業務名、発注者、履行期間、業務概要

上記⑤cに同じ。

なお、当該証明資料（表彰状の写し等）を添付すること。

(3) 協力事務所の名称等（別記様式4）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記載すること。（主任担当技術者の記載を求めない分野を再委託する場合においても記載すること。なお、該当事項がない場合は（別記様式4）を提出しなくてもよい。）

(4) 新たに分担業務分野を追加する場合の主任担当技術者等（別記様式5）

技術提案書の提出者において新たな分担業務分野を追加する場合は、(2)の留意事項に準じて記載すること。なお、新たな分担業務分野を追加しない場合は（別記様式5）は提出しなくてもよい。

3 入札参加者を指名するための基準等

(1) 指名者の数

次項に示す評価値基準の評価値から、原則として上位6者を指名する。なお、予定管理技術者が、業務実績、業務成績、表彰の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

(2) 指名するための基準

<標準型>

評価項目	評価の着目点				配点例／評価ウェイト	
	判断基準				小計	
配置予定技術者の資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合（40%）	2	5点
				構造（20%）	1	(20%)

				電気（20%）	1	
				機械（20%）	1	
配置予定技術者の経験及び能力	平成 27 年 4 月 1 日以降の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場）	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者（40%）		4	10 点 （40%）
			主任担当技術者	総合（30%）	3	
				構造（10%）	1	
				電気（10%）	1	
				機械（10%）	1	
	令和 2 年 4 月 1 日から公告日までの公共団体等実施の営繕事業に係る設計業務の業務評定点（複数の実績がある場合は、各実績の業務評定点の平均値とする。）	以下の順で評価する。 ① 75 点以上である。 ② ①、④以外である。 ③ 業務実績が無い。 ④ 65 点未満である。	管理技術者（40%）		2.9	10 点 （40%）
			主任担当技術者	総合（30%）	2.0	
				構造（10%）	0.6	
				電気（10%）	0.6	
機械（10%）				0.6		
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの優良業務技術者表彰の有無	令和 3 年度から令和 5 年度末までに完了した業務について、担当した公共団体等発注業務の同じ業種区分の優秀業務技術者表彰の経験について、以下の順で評価する。 ①表彰の実績あり ②表彰の実績なし	管理技術者（40%）		1.4	10 点 （40%）	
		主任担当技術者	総合（30%）	1.0		
			構造（10%）	0.3		
			電気（10%）	0.3		
			機械（10%）	0.3		
合計点					25 点	

※「判断基準」欄中の予定技術者別の%表示は、評価項目内の各予定技術者の配点比率を示す。

資格評価表

分担業務分野	業務内容
総合・構造	①一級建築士 ②二級建築士
電 気	①建築設備士、技術士（電気・電子部門又は総合技術監理部門（電気・電子））、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技士 ③二級電気工事施工管理技士
機 械	①建築設備士、技術士（機械部門（選択科目を「流体力学」、「熱工学」とする者に限る）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体力学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）、一級建築士 ②一級管工事施工管理技士 ③二級管工事施工管理技士

- (2) 入札参加者の指名は、参加表明書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年6月19日（木）（予定）までに通知する。

4 技術提案書の特定に関する事項

(1) 技術力等の評価基準

本業務の技術力等に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。なお、予定管理技術者が、業務実績、業務成績、表彰の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

入札段階での技術評価点を算出するための基準

<標準型>

評価項目	評価の着目点				配点例／評価ウェイト	
	専門分野の技術者資格	判断基準	主 任 担 当 技 術 者	総合 (40%) 構造 (20%) 電気 (20%) 機械 (20%)	2 1 1 1	小計
配置予定技術者の資格						
	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。					5 点 (6%)
配置予定技術者の経験及び能力	平成 27 年 4 月 1 日以降の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場）	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合	管理技術者 (40%)	総合 (30%)	4 3	10 点 (12%)
			主 任 担 当 技 術 者	構造 (10%)	1	
				電気 (10%)	1	
				機械 (10%)	1	

		①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	※当該業務の配置予定技術者にヒアリング時に内容を確認することがある。			
	令和2年4月1日から公告日までの公共団体等実施の営繕事業に係る設計業務の業務評定点（複数の実績がある場合は、各実績の業務評定点の平均値とする。）	以下の順で評価する。 ① 75 点以上である。 ② ①、④以外である。 ③ 業務実績が無い。 ④ 65 点未満である。	管理技術者（40%）	2.9	10 点 (12%)	
			主任担当技術者	総合（30%）		2.0
				構造（10%）		0.6
				電気（10%）		0.6
				機械（10%）		0.6
	令和3年4月1日から令和6年3月31日までの優良業務技術者表彰の有無	令和3年度から令和5年度末までに完了した業務について、担当した公共団体等発注業務の同じ業種区分の優秀業務技術者表彰の経験について、以下の順で評価する。 ① 表彰の実績あり ② 表彰の実績なし	管理技術者（40%）	1.4		
			主任担当技術者	総合（30%）		1.0
				構造（10%）		0.3
				電気（10%）		0.3
				機械（10%）		0.3
C P D	C P D取得単位を評価	管理技術者（20%）	2	10 点 (12%)		
		主任担当技術者	総合（20%）		2	
			構造（20%）		2	
			電気（20%）		2	
			機械（20%）		2	
業務実施方針及び手法 （評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。）	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性がみられる場合に優位に評価する。	8	20 点 (24%)		
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	12			
	評価テーマ	①	テーマ①について、その的確性（与条件との整合がとれているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。	15	30 点 (35%)	
	評価テーマ	②	テーマ②について、同上。	15		
	合計点				85 点	

※「判断基準」欄中の予定技術者別の％表示は、評価項目内の各予定技術者の配点比率を示す。

5 指名及び入札段階における審査

(1) 専門分野の技術者資格

分担業務分野	評価する技術者資格	評価点
総合、構造	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
電気	建築設備士、技術士、一級建築士	1.0
	一級電気工事施工管理技士	0.4
	二級電気工事施工管理技士	0.2
機械	建築設備士、技術士、一級建築士	1.0
	一級管工事施工管理技士	0.4
	二級管工事施工管理技士	0.2

(2) 同種又は類似業務の実績

過去の実績での立場	管理技術者の 実績評価の場合	主任担当技術者の 実績評価の場合
管理技術者又は これに準ずる立場	1.0	1.0
主任担当技術者又は これに準ずる立場	0.5	1.0(※)
担当技術者の立場	0.25	0.5

※当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

(3) 過去の業務の成績評価・表彰

業務の成績評価の平均	評価点
① 75点以上の業務実績がある	1.0
② ①、④以外の業務実績がある	0.5
③ 業務実績が無い	0.0
④ 65点未満の業務実績がある	-1.0

(4) 過去の受賞歴

業務の成績評価の平均	評価点
① 過去に受賞歴がある	1.0
③ 受賞歴が無い	0.0

(5) CPD取得単位

CPD取得単位	評価点
40単位以上	1.0
20単位以上40単位未満	0.7
10単位以上20単位未満	0.3
10単位未満	0

(6) 入札段階における「業務の実施方針及び手法」の評価

	評価事項	各委員の評価点				
		1	0.8	0.6	0.4	0
業務の理解度及び取組意欲	業務内容・業務背景・ 手続の理解度、積極性	極めて 良好	良好	普通	やや 不十分	不十分
実施方針の的確性・独創性・実現性	業務の取組体制、設計 チームの特徴（協力体制・業務分担体制 等）、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性を総合的に判断する。	極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い

6 入札説明書に対する質問及び回答

参加表明書等を提出しようとする者又は入札参加の指名を受けた者は、参加表明書又は技術提案書について、書面により質問をすることができる。ただし、提出資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

(1) 問い合わせ先

ア 契約手続に関すること。

〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国字与那国 1 2 9 番地 水道管理センター内
与那国町総務課（担当：東浜 安邦）

TEL 0980-87-2241 FAX 0980-87-2115

イ 上記(1)以外に関すること。

〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国字与那国 1 2 9 番地 水道管理センター内
与那国町総務課（担当：東浜 安邦）

TEL 0980-87-2241 FAX 0980-87-2115

(2) 提出期間、提出方法、及び場所

ア 期 間 令和7年6月2日（月）から令和7年6月5日（木）まで

イ 受付時間 休日を除く、午前9時から午前12時、午後1時から午後5時

ウ 場 所 上記(1)イによる。

エ 提出方法 書面（様式自由）を持参、郵送又は電送（ファクシミリ）することにより提出すること。

(3) 回答の方法

- ア 期 間 令和7年6月6日（金）から令和7年6月9日（月）まで
午前9時から午後5時まで（休日を除く。）。
イ 場 所 上記(1)アに示す場所。

7 履行確実性の審査・評価の実施

低入札業務では、業務成績が低くなる傾向があり、技術提案された内容が適正に履行されないおそれがあることから、技術提案内容の履行の確実性について、厳格に評価する必要があることから、総合評価落札方式にて発注される業務について、品質を確保するための調査基準価格（以降「調査基準価格」という。）を設定し、「履行確実性」の評価を加えて技術評価点を算出する。

なお、審査、評価については、「【別紙】履行確実性の審査・評価のための追加資料等」によるものとする。

8 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件が与那国町にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とすることができる。なお、落札者となるべき者の入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合は、低入札調査要領により調査を行うものとする。

(1) 低入札基準価格

ア 建築関係の建設コンサルタント業務

低入札調査基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接人件費＋特別経費＋技術料経費×60％＋諸経費×60％）

9 入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から(3)について実施するものとする。

(1) 配置予定技術者の制限又は品質証明等

配置予定技術者の制限又は品質証明等について、次のアからイを実施するものとし、いずれを実施するか低入札価格調査の際に報告するものとする。

なお、アを実施する場合は、本業務に配置する技術者として公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に登録すること。

ア 本業務の配置予定管理技術者と同等以上の評価値を得る者を担当技術者として配置すること。

イ 当該業務の不備により、発注者に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の品質証明書」を提出する。

なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。また、損害補填の期間は、本業務に関わる工事の完成までとする。

(2) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内することとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

(3) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

10 技術提案書の作成における留意事項

(1) 基本事項

技術提案書は、設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものでは

ない。具体的な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議のうえ開始することとする。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2) 技術提案書の作成要領

技術資料の様式は、表紙を別記様式 6 とし、別記様式 7、8 に示すとおりとする。

(3) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

ア 業務実施方針及び手法（別記様式 7）

業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項（別記様式 8 に記載する内容を除く。）、その他の業務実施上の配慮事項等を A 4 判 1 枚に簡潔に記述する。この際に、技術提案書の提出者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む。）を特定することができる内容（具体的な社名等）を記載してはならない。

イ 評価テーマに対する業務実施方針及び手法（別記様式 8）

1 (5) に示した評価テーマに対する取り組み方法を 1 テーマにつき A 4 判各 1 枚に具体的に記載すること。なお、記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

(ア) 提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。

(イ) 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類するものに基づいた表現をしてはならない。

(ウ) 具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）、透視図等（コンピューターグラフィックスによるものを含む。）を使用してはならない。

(エ) 技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容の評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。

(オ) 視覚的表現の表現方法が許容範囲を超えていると判断される場合は、当該評価テーマに係る評価点から、その 1/2 を減点する。

(カ) 技術提案書の提出者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む。）を特定することができる内容（具体的な社名（組織名）、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等）を記載してはならない。

(キ) 主要な文字は、読みやすい大きさ（12 ポイント以上）とするよう配慮する。

11 配置予定技術者の休業期間の取扱いについて

配置予定技術者が、2 (2) ⑤又は⑥の業務実績の評価対象期間に次に掲げる産前産後休業、育児休業並びに介護休業を取得していた場合は、その取得期間（評価対象期間外の休業期間を除く。）と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。なお、評価対象期間に複数の休業を取得していた場合は、重複する期間を除いたものを取得期間とする。

評価対象期間の以前に加える休業の取得期間は年単位とし、端数月は切り上げるものとする。（例えば、取得期間が 1 年 6 ヶ月の場合、評価対象期間の以前に加える期間は 2 年となる。）

また、休業の取得期間を証明する資料（事業主が労働者に通知した書面等）を提出すること。

(1) 産前産後休業 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による休業

(2) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する休業

(3) 介護休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 2 号に規定する休業